

2026 年 7 月 15 日
株式会社日本政策金融公庫

6つの地域金融機関で「連携型クロスボーダーローン」の取扱いを開始 ～地域金融機関と連携し、国内中小企業者の海外現地法人における資金調達をサポート～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）中小企業事業は、7月14日付で、全国6つの地域金融機関と連携型のクロスボーダーローンに係る基本契約を締結しました。

クロスボーダーローンは、海外現地法人に対し直接融資を行う制度で、日本公庫では2021年1月から取扱いを開始しています。また、2026年4月には、より多くの資金ニーズに対応するため、地域金融機関と連携した「連携型クロスボーダーローン」の取扱いを開始しました。

「連携型クロスボーダーローン」は、地域金融機関が債務保証を行い、日本公庫が国内中小企業者の海外現地法人に対し直接融資を行う制度です。地域金融機関は、日本公庫の制度インフラを活用し、海外現地法人に対する資金調達支援が可能となります。また、国内中小企業者は、日常取引のある地域金融機関を窓口資金調達の手続き（申込み・審査・契約）を進めることができます。

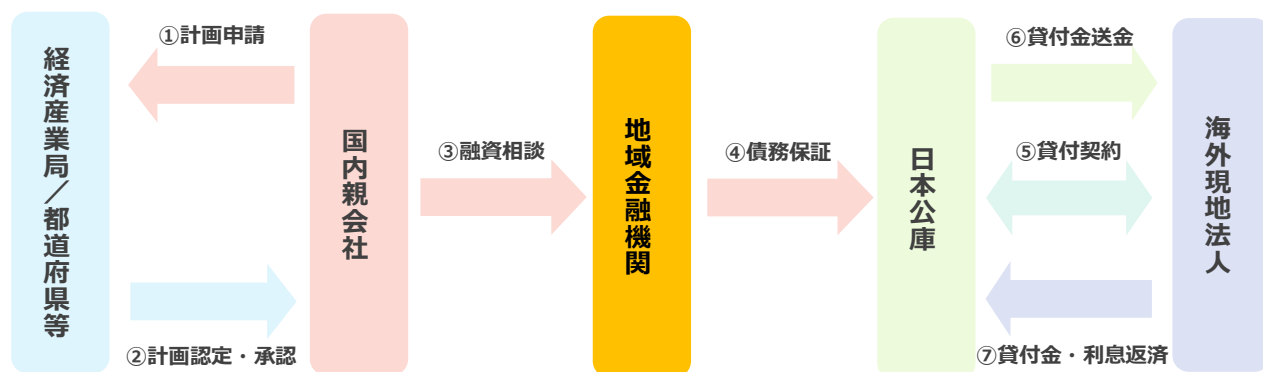
日本公庫は、今後も地域金融機関と連携して、中小企業者の海外展開支援に取り組んでまいります。

【連携金融機関一覧】（2026年7月14日時点）

あいち銀行（愛知県）	大垣共立銀行（岐阜県）	三十三銀行（三重県）
清水銀行（静岡県）	名古屋銀行（愛知県）	北陸銀行（富山県）

（金融機関名の五十音順）

【連携型クロスボーダーローンのスキーム図】



【連携型クロスボーダーローンの概要】

ご利用いただける方 (注1)	次の①～③のいずれかを満たし、④に当てはまる方 ① 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた特定事業者（注2）の海外現地法人 ② 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた特定事業者の海外現地法人 ③ 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた特定事業者またはみなし特定事業者（注3）の海外現地法人 ④ 公庫と連携する民間金融機関（連携金融機関）からの金融審査を受けた方
ご利用いただける 国・地域	タイ、香港、シンガポール、フィリピン、メキシコ（注4）
ご利用いただける 通貨	日本円または米ドル
資金のお使いみち	承認等計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金
融資限度額	1億2千万円
利率（年）	連携型クロスボーダーローン利率 - 0.9%（注5）
ご返済期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
保証人	連携金融機関の保証（100%保証）

（注1）ご利用いただける海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が 50%以上等の要件を満たすことが必要となります。

（注2）特定事業者：中小企業等経営強化法または地域未来投資促進法に定める特定事業者をいいます。

（注3）地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業。

（注4）タイ、香港、シンガポール、フィリピンまたはメキシコに本社及び主たる事務所が所在する海外現地法人が対象となります。なお、香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件がございます。

（注5）米ドルの場合は、貸付期間に応じて日本円の金利から所定の利率が加算されます。